

議案第 5 号

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）の公布に伴い、職員に関する経過措置を延長するため提案するものである。

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年おいらせ町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。